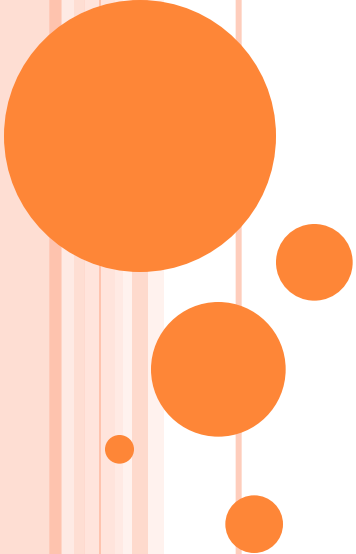


教育原理



第13テーマ 教育課程と教育内容

第13テーマ 教育課程と教育内容

〇 教育課程、教育内容とは何か

I 戦前の教育目的、教育内容、教育課程の展開

II 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

III 教科書検定制度



本テーマの要点

☆学習指導要領と教科書検定制度



本テーマの要点

・学習指導要領:

- ・学習指導要領とは何か
- ・1947年(試案)、1958年(告示)とは何か
- ・1947年→1958年の変化の意味は何か

☆教科書検定制:

- ・教科書検定制とは何か
- ・その他の教科書採択制度(国定制)



第13テーマ 教育課程と教育内容

☆教育課程と教育内容について学ぶ理由

- ・「保育者にとって不可欠な内容であるから」学ぶ。
- ・「教育内容」……子どもたちが(と)学ぶ内容



保育科で学習する科目の過半数の内容は「教育内容」へ具体的に関わる。

第13テーマ 教育課程と教育内容

☆教育課程と教育内容について学ぶ理由

- ・「保育者にとって不可欠な内容であるから」学ぶ。
- ・「教育課程」……「教育の配列された計画」
(学校)教育は教育課程に基づき実行される。



保育者は、教育課程を(自ら作り)実践する。

第13テーマ 教育課程と教育内容

☆教育課程と教育内容について学ぶ理由

- ・「保育者にとって不可欠な内容であるから」学ぶ。
- ・「教育課程」……「教育の配列された計画」
(学校)教育は教育課程に基づき実行される。



2年次の履修科目では「模擬保育」など
教育・保育計画の立案に関わる内容も多い。

第13テーマ 教育課程と教育内容

☆教育課程と教育内容について学ぶ理由

- ・「保育者にとって不可欠な内容であるから」学ぶ。
- ・「教育課程」……「教育の配列された計画」
(学校)教育は教育課程に基づき実行される。



「教育課程」そのものの学びについては、
「保育・教育課程論」などに委ねる。

第13テーマ 教育課程と教育内容

0 教育課程、教育内容とは何か

- ・「教育目的」と「教育内容」は字義通りなので、特に補足はない。



教育が達成すべきゴール(目的)と、
そのために学ぶべき内容である。

第13テーマ 教育課程と教育内容

0 教育課程、教育内容とは何か

- ・「教育課程」は、「教育内容を体系化し順序づけた(学校)教育の全体計画」である。



0 教育課程、教育内容とは何か

- たとえば、以下を想定する。
- 教育目的：保育者に必要な知識技術の修得
- 教育内容：そのために必要な内容

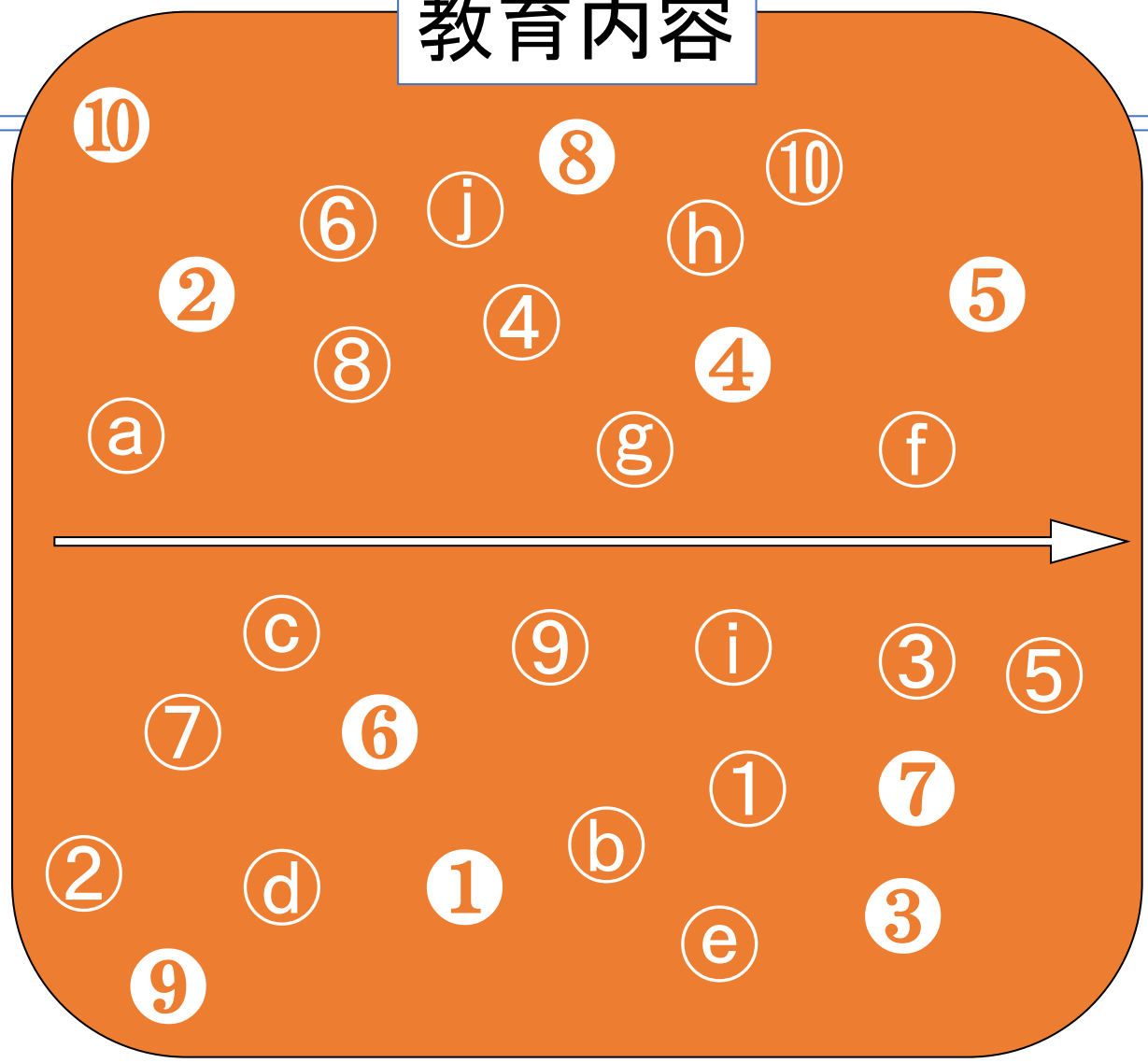
註：教育内容を①～⑩、**1**～**10**、a～jとする。



↑これらを学ぶときに.....

教育内容

学習者



教育目的



教育内容

10

8

10

6

j

h

2

4

5

8

4

a

g

f

学習者



教育目的

c

9

i

3

5

7

6

1

7

2

d

1

b

e

3

9

①～⑩、①～⑩、a～jを効率よく学ぶには？



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

似た系統の内容はまとめる(〇〇系)。また、易しい内容を初めに学んだ後、徐々に難しい、専門的内容へ移っていく。



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

年齢ごとの発達

一日実習指導案

基本的保育制度

子育て支援



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

「教育課程」

= 教育内容を効率的に学ぶための教育計画



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

学校教育は、例外なく教育課程に基づいて行なわれる。



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

これまで、教育課程に従って教育を受けてきたし、受けているし、自ら教育を行っていく。



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

年少児の5月には何をする？
年長児の12月には何をする？
雨の日は？晴れの日は？園内？園外？



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

【重要】 何歳の、どの時期のいかなる環境で
何をどうすれば、子どもたちの成長を効果的・
効率的に促すことができるか。



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

【重要】 すべての幼児教育・保育は、
教育および保育課程のもとで実施される。



教育内容

教育系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

心理系

a b c d e f g h i j

実技系

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

学習者



教育目的

易しい
一般的 内容

難しい
専門的 内容

【重要】 では、こうした教育課程は誰が作るか。



0 教育課程、教育内容とは何か

※学校、家庭、社会における教育内容を選択し
決定するのは誰か



0 教育課程、教育内容とは何か

- 家庭教育：

一般に、保護者が子への教育内容を決める。

- 社会教育：

一般に、学習者が教育内容を決める。

子どもの場合は、保護者が決めることもある。



【重要】

では、学校教育の内容は誰が決める？

0 教育課程、教育内容とは何か

※学校教育における教育課程の編成者：学校

「学校の長たる校長が責任者となって編成する」
(小学校学習指導要領解説 総則編 16頁など)



「教科書的」には正しいが、「実態そのもの」とは言えない。

0 教育課程、教育内容とは何か

※学校教育における教育課程の編成者：学校
「学校の長たる校長が責任者となって編成する」



・都道府県教育委員会：「教育課程編成の手引き」



・文部科学省：学習指導要領



0 教育課程、教育内容とは何か

※学校教育における教育課程の編成者：学校

・文部科学省：学習指導要領



・都道府県教育委員会：「教育課程編成の手引き」



・「学校の長たる校長が責任者となって編成する」



0 教育課程、教育内容とは何か

※学校教育における教育課程の編成者：学校

・文部科学省：学習指導要領



・都道府県教育委員会：「教育課程編成の手引き」



・「学校の長たる校長が責任者となって編成する」



この「学習指導要領」とはなにか。→Ⅱ

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

※ I は最後に確認する。



Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

※**学校教育法**…主に「**一条校**」の教育目的や
教育目標を規定

【参考】保育所の目的等は「**児童福祉法**」を参照



重要ワード！

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

※**学校教育法**…主に「**一条校**」の教育目的や
教育目標を規定

【参考】保育所の目的等は「**児童福祉法**」を参照



とはいえ、法律は具体性に欠ける。
たとえば……

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

・学校教育法 第22条（幼稚園の目的）

「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」



保育科生にとってこの上なく重要な法律の、
この上なく重要な条文であるが.....

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

・学校教育法 第22条（幼稚園の目的）

「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」



ここから、具体の幼稚園教育の姿は見えない。

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

・学校教育法 第22条（幼稚園の目的）

「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」



【重要】

具体の幼稚園教育は、
示される。

に

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

・学校教育法 第22条（幼稚園の目的）

「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」



【重要】

具体の幼稚園教育は、幼稚園教育要領に示される。

Ⅱ 現在の学校教育の目的・目標と学習指導要領

・学校教育法 第29条（小学校の目的）

「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする」



他の学校段階も同様である。法律から具体の教育の姿は見えない。

ほかに、具体の基準を定める文書がある。

学習指導要領

・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校における学習の内容とその詳細について定める。



【重要】

それが、「学習指導要領」である。

学習指導要領

・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校における学習の内容とその詳細について定める。



【重要】

そして、この要領には重要な変化があった
(レジュメ1頁下部)。

学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・1947年...「**試案**」として出される。

(中略)

- ・1958年...「**告示**」される。



【重要】

この変化の意味は？

学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・1947年...「**試案**」として出される。

「手引き」、「参考書」、「ガイドブック」的位置づけ

(中略)

- ・1958年...「**告示**」される。

「法的拘束力」を持つ



学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・1947年...「**試案**」として出される。



- ・1958年...「**告示**」される。

【重要】

あくまで「参考基準」(試案)であった学習指導要領は、1958年に「告示」されたことで、法的拘束力を持つ
＝守るべき基準であると思なされるようになった。



学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・1947年...「**試案**」として出される。



- ・1958年...「**告示**」される。

【重要・参考】

学習指導要領の法的拘束力については、
最高裁判決で認められている。

一般に、幼稚園教育要領の法的拘束力についても
同様に考えられている。



学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・1947年...「**試案**」として出される。



- ・1958年...「**告示**」される。

【重要・参考】

したがって、幼稚園における教育は、
幼稚園教育要領の下で行われる必要がある。

保育所—保育所保育指針も同様に考えられている。



学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・1947年...「**試案**」として出される。



- ・1958年...「**告示**」される。

【**重要**】

学習指導要領は法的拘束力を持つ。



では、要領の具体的な内容を簡単に見ていく。

【参考】 現行の学習指導要領の構成

小学校学習指導要領（平成29年3月）

第1章 総則

第2章 各教科

第1節 国語 第6節 音楽

第2節 社会 第7節 図画工作

第3節 算数 第8節 家庭

第4節 理科 第9節 体育

第5節 生活 第10節 外国語

第3章 特別の教科 道徳

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で正確に理解し適切に表現する
資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに，言語感覚を養い，国語の大切さを自覚し，国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。
- (2) 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。
- (3) 言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領(平成29年3月)

※国語「学年別漢字配当表」

(第一学年)

一右雨円王音下火花貝学気九休玉金空月犬見口校左三山子四糸
字耳七車手十出女小上森人水正生青夕石赤千川先早草足村大男
竹中虫町天田土二日入年白八百文木本名目立力林六五(80字)

(第二学年)

引羽雲園遠何科夏家歌画回会海絵外角楽活間丸岩顔汽記帰弓牛
魚京強教近兄形計元言原戸古午後語工公広交光考行高黄合谷国
黒今才細作算止市矢姉思紙寺自時室社弱首秋週春書少場色食心
新親図数西声星晴切雪船線前組走多太体台地池知茶昼長鳥朝直
通弟店点電刀冬当東答頭同道読内南肉馬売買麦半番父風分聞米
歩母方北毎妹万明鳴毛門夜野友用曜来里理話 (160字)

※国語「学年別漢字配当表」

胃 簡 絹 座 宗 垂 操 潮 班 枚 論	異 危 權 濟 就 推 藏 賃 晚 幕	遺 机 憲 裁 衆 寸 臆 痛 否 密	域 揮 源 策 從 盛 存 敵 批 盟	宇 貴 嚴 冊 縱 聖 尊 展 秘 模	映 疑 己 蚕 縮 誠 退 討 俵 訊	延 吸 呼 至 熟 舌 宅 党 腹 郵	沿 供 誤 私 純 宣 担 糖 奮 優	恩 胸 后 姿 処 專 探 屈 並 預	我 鄉 孝 視 署 泉 誕 難 陛 幼	灰 勤 皇 詞 諸 洗 段 乳 閉 欲	抃 筋 紅 誌 除 染 暖 認 片 翌	革 系 降 磁 承 錢 值 納 補 乱	閣 敬 鋼 射 將 善 宙 腦 暮 卵	割 警 刻 捨 傷 奏 忠 派 宝 覽	株 劇 穀 尺 障 窓 著 拝 訪 裏	干 激 骨 若 蒸 創 庁 背 亡 律	卷 穴 困 樹 針 装 頂 肺 忘 臨	看 券 砂 収 仁 層 腸 俳 棒 朗
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

※算数 第六学年 2. 内容－A数と計算

（1）分数の乗法及び除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

（ア） 乗数や除数が整数や分数である場合も含めて、分数の乗法及び除法の意味について理解すること。

（イ） 分数の乗法及び除法の計算ができること。

（ウ） 分数の乗法及び除法についても、整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。

【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

※外国語（教科）

第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して，コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付き，これらの知識を理解するとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

【参考】 部活動について

☆小学校において、
部活動は何年生から始まった？

※小学校学習指導要領では、
「部活動」について
一切記載されていない。



【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

※特別活動

〔クラブ活動〕

1 目 標

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

【参考】 中学校における部活動

中学校学習指導要領(平成29年3月)

第一章 総則 第5 学校運営上の留意事項

2 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【参考】 部活動について

- ・2022年4月スポーツ庁の提案
「中学校の休日の部活指導を民間業者に委託」
→「賛成」が7割（日本トレンドリサーチ調べ）
- ・名古屋市 小学校の部活動すべてを民間委託
(2021年9月～)
- ・部活→地域（クラブチーム）化



【参考】 部活動について

- ・千葉県公立中学「部活動指導員」試行(2018～)
- ・戸田市「一括民間委託」(2019～)
- ・茨城県「地域運動部活動推進事業(2019～)
(中学・高校)
- ・東京都「部活動指導員」(2017～)



【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

※特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 入学式や卒業式などにおいては，その意義を踏まえ，国旗を掲揚するとともに，国歌を斉唱するように指導するものとする。

・そもそも、「国旗」、「国歌」とは **日の丸・君が代**

→いつから？

→1999年 **「国旗及び国歌に関する法律」**

【参考】 学習指導要領の内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）

※特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 入学式や卒業式などにおいては，その意義を踏まえ，国旗を掲揚するとともに，国歌を斉唱するよう指導するものとする。

・入学式・卒業式等では君が代を歌わなければならないか？

→「日の丸・君が代問題」

【参考】 日の丸・君が代をめぐる最近の動向

- ・公立学校の卒業式における君が代斉唱時に、
複数の教員が起立しない。



- ・条例で、公立学校教職員に対して、君が代の
起立斉唱を義務づける。



- ・教育委員会から、君が代の起立斉唱について、
職務命令が出される。

【参考】 日の丸・君が代をめぐる最近の動向

起立、斉唱の命令「合憲」 再雇用拒否で最高裁初判断

卒業式で教職員に日の丸へ向かって起立し、君が代を斉唱するよう指示した校長の職務命令が憲法19条に反するかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷(須藤正彦すどう・まさひこ裁判長)は30日、合憲との初判断を示した。「思想、良心の自由を間接的に制約する面はあるが、許容できる程度の必要性、合理性が認められる」とした。4人の裁判官全員一致の判断。

その上で、不起立を理由に退職後の再雇用を拒否した東京都の処分取り消しや損害賠償を求めた元都立高校教諭申谷雄二さんや・ゆうじさん(64)の請求を退けた二審判決を支持、申谷さんの上告を棄却した。敗訴が確定した。

2007年の最高裁判決は、入学式での君が代ピアノ伴奏の職務命令を合憲としたが、起立、斉唱についての判断は初めて。起立、斉唱を義務付ける条例案が提出されている大阪府議会の審議にも影響を与えそうだ。

一 二審判決によると、申谷さんは04年3月、都立南葛飾高校

【参考】 日の丸・君が代をめぐる最近の動向

大阪府、君が代条例成立 教職員に起立斉唱義務づけ

公立校の教職員に君が代の起立斉唱を義務づける全国初の条例案が3日、大阪府議会(定数109)で成立した。同府の橋下徹知事が率いる「大阪維新の会」府議団が提出。公明、自民、民主、共産の4会派は反対したが、過半数を占める維新の会などの賛成多数で可決された。

条例は賛成59票、反対48票で成立。自民の1人が退席した。条例名は「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」。府内の公立小中高校などの学校行事で君が代を斉唱する際、「教職員は起立により斉唱を行うものとする」とした。府立学校など府の施設での日の丸の掲揚も義務化した。

君が代の斉唱については、都道府県教委はこれまで、各学校に対し国旗・国歌法や学習指導要領などを根拠に起立斉唱を文書で指示。校長が起立を拒む教職員に職務命令を出し、各教委が従わない教員を処分してきた。大阪府教委も2002年から各学校

【参考】 日の丸・君が代をめぐる最近の動向

大阪府、君が代条例成立 教職員に起立斉唱義務づけ

- ・大阪府で、公立校の教職員に君が代の起立斉唱を義務づける全国初の条例案が成立した。
- ・条例名は「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」。
- ・府内の公立小中高校などの学校行事で君が代を斉唱する際、「教職員は起立により斉唱を行うものとする」とした。府立学校など府の施設での日の丸の掲揚も義務化した。

(asahi.com 2011年6月4日)

【参考】 日の丸・君が代をめぐる最近の動向

君が代起立斉唱、大阪府教育長が職務命令へ

・大阪府教育委員会が、教育長名で、府立学校教職員に対して、学校行事などにおける君が代演奏時に起立斉唱するよう**職務命令**を出す。

※職務命令……上司が部下の公務員に対して職務を指揮するため発する命令

・大阪府では、府立学校卒業式における君が代斉唱時に、60～80人が起立斉唱しない。

・職務命令に反して起立を拒めば、地方公務員法に基づき懲戒や訓告などの処分対象となる。

(asahi.com 2012年1月14日)

【重要】新学習指導要領(2017.3.31)

- 小学校 2020年度～
- 中学校 2021年度～
- 高校 2022年度～

☆ 幼稚園・保育所 2019年度～

【重要】 新学習指導要領(2017.3.31)

- ・外国語.....「外国語活動」の時間→教科化
小学校5年～ → 小学校3年～
(週1コマ→2コマ)
- ・世界史の必修の取りやめ
→「歴史総合」 新設・必修
→「地理総合」 新設・必修
- ・公民分野の変更
→「公共」 新設・必修

【重要】 新学習指導要領(2017.3.31)

- ・情報 I 必修化
(プログラミング)

学習指導要領

☆学習指導要領の変遷

- ・学習指導要領は法的拘束力を持つ。



では、学習指導要領の内容を実践する上で
もっとも重要な教材は何か？

教科書検定制度

- ・レジュメ2ページ



教科書である。

教科書検定制度

☆教科書.....「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」(教科書臨時措置法 第二条)

→「教科を教える上で使用される、主要な教材」



教科では、教科書を主に使わなければならない。

教科書検定制度

☆教科では、教科書を主に使わなければならない。

→教科書は、子ども～若者の学校教育において、きわめて重要な位置を占める。

→教科書は、子ども～若者に与える影響がきわめて大きい。



いい影響だけとは限らない。 → I（最後）

教科書検定制度

→教科書は、子ども～若者に与える影響が
きわめて大きい。

☆そもそも、教科書は誰が作成・出版する？

→ほとんどの教科書は、
作成している。

文部科学省？

教育委員会？

が



教科書検定制度

→教科書は、子ども～若者に与える影響がきわめて大きい。

☆そもそも、教科書は誰が作成・出版する？

→ほとんどの教科書は、**民間の出版社** が作成している。

→あらゆる出版社が、教科書を作成し得る。



教科書検定制度

【整理】

【事実1】教科書は、子ども～若者に与える影響がきわめて大きい。

【事実2】あらゆる出版社が、教科書を作成し得る。



問題は？

教科書検定制度

【整理】

【事実1】教科書は、子ども～若者に与える影響がきわめて大きい。

【事実2】あらゆる出版社が、教科書を作成し得る。



出版社の自由に任せると、子ども～若者へ悪影響を与える教科書が使われる可能性がある。

教科書検定制度

・問 「子ども～若者へ悪影響を与える教科書」とは具体的にどのような図書か？

【重要】

①適切な水準ではない図書

→高度(低度)過ぎる内容、科目にそぐわない内容

②中立的でない図書

→偏った、政治的・宗教的・社会的等の思想内容



では、こうした不適切、非中立的な図書が教科書として使用されないためにはどうするか。

教科書検定制度

・問 「子ども～若者へ悪影響を与える教科書」とは具体的にどのような図書か？

【重要】

①適切な水準ではない図書

→高度(低度)過ぎる内容、科目にそぐわない内容

②中立的でない図書

→偏った、政治的・宗教的・社会的等の思想内容



「教科書として使用できる」書籍へ一定の制限を課せばよい。

それが、「教科書検定制度」である。

【重要】教科書検定制度

民間会社が作成した教科用図書の内容が、
教科用図書検定基準に適合するかを文部科学大臣
(文部科学省)が検定する制度

※検定...基準に合うかどうか検査し合否を決めること。



重要！

出版社が「教科書」を目指して本を作ることは
自由、しかし、「教科書」として使用されるには、
「検定」に合格しなければならない。

教科書検定制度

【参考】 様々な教科書制度

- ・ **国定制** : 国が教科書を指定する制度
- ・ **検定制** : 国などが教科書を検定する
- ・ **自由制** : 自由に教科書を採択できる制度



↑ 強い
国の関与の強弱はこの通りである。
↓ 弱い

教科書検定制度

【参考】 様々な教科書制度

- ・ **国定制**：国が教科書を指定する制度
- ・ **検定制**：国などが教科書を検定する
- ・ **自由制**：自由に教科書を採択できる制度



【重要】 戦中は、「国定制」が採用されていた。
「現在」の「検定制」と比較する意味で憶えてほしい。

【参考】教科書検定の例

・実教出版「公民（政治・経済）」（2013年度検定）

（修正前）「……脱原発すべきである」

→（検定意見）「一つの考えを断定的に述べている」
（文部科学省教科書課）

（修正後）「脱原発をすべきだとする国民の声が
ひろく聞かれるようになった」

【参考】教科書検定の例

・実教出版「高校日本史B 新訂版」(2007年度検定)
(修正前) 日本軍は、県民を壕から追い出し、スパイ容疑で殺害し、日本軍のくばった手榴弾で集団自害と殺しあいをさせ、800人以上の犠牲者を出した。

→(検定意見)「: 沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」

(修正後) 日本軍は、県民を壕から追い出したり、スパイ容疑で殺害したりした。また、日本軍のくばった手榴弾で集団自害と殺しあいがおこった。犠牲者はあわせて800人以上にのぼった。

【参考】教科書検定の例(略)

第13テーマ 教育課程と教育内容

☆以上、第13テーマを終了とする。



本テーマの要点

- 学習指導要領:

- その意味(定義)
- 「**試案**」から「**告示**」へ変化したという事実
- 「**試案**」から「**告示**」変化した意味

- 教科書検定制度

- その意味(定義)と理由
- その他の教科書採択制度(**国定制**)

小テストの実施について

- ・幾つかおぼえるべき用語、理解する筋道はあるが数としては多くない。
- ・逆説的には、「要点」として示した少数の用語をおぼえ理解することは、試験において求められる。

おわりに

- ・先行き不透明であるが、「なすべきこと」をやっていきましょう。

